

令和4年第4回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

議案第80号	令和4年度対馬市一般会計補正予算(第9号) -----	別冊
議案第81号	令和4年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号) -----	別冊
議案第82号	令和4年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) -----	別冊
議案第83号	令和4年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号) -----	別冊
議案第84号	令和4年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号) -----	別冊
議案第85号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 -----	3
議案第86号	対馬市部設置条例の一部を改正する条例 -----	3 3
議案第87号	対馬市CATVの指定管理者の指定について -----	3 5
議案第88号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について -----	3 7

議案第 85 号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(対馬市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 対馬市職員定数条例(平成 16 年対馬市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 18 年対馬市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 4 条」を「前条」に改める。

第 8 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年対馬市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 の 4 第 1 項」に改める。

(対馬市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 4 条 対馬市職員の定年等に関する条例(平成 16 年対馬市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 1 1 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 1 2 条・第 1 3 条）

第 5 章 雑則（第 1 4 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2 8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き継いで」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、対馬市職員の給与に関する条例（平成16年対馬市条例第47号）第13条第1項及び対馬市水道事業企業職員給与条例（平成16年対馬市条例第208号）第4条に規定する職並びにこれらに準ずる職として規則で定める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を

占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、

当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認める

ときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後

に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（対馬市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 対馬市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年対馬市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例（平成17年対馬市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 対馬市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第7条 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成

16年対馬市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第8条第1項、第14条第1項第1号並びに第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 対馬市職員の育児休業等に関する条例(平成20年対馬市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成16年対馬市条例第33号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次1号を加える。

(3) 定年条例第9条各号の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「対馬市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第7条第1項の項を削り、同表の中欄中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表を次のように改める。

第7条	法第22条の4第1項に規定する短時間	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第
-----	--------------------	-------------------------------------

	勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）	1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員という。」）
第17条 第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第20条 第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条 第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第20条	要しない	要しない。ただし、当該時

第 5 項		間が育児休業条例第 18 条の規定により読み替えられた第 20 条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から 100 分の 100 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を減じた割合を乗じて得た額とする
第 23 条	定年前再任用 短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第 31 条 第 1 項	定年前再任用 短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第 21 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第 22 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 18 項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員及び短時間勤務職員に関する読替え)

- 10 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 18 項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(対馬市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 9 条 対馬市職員の給与に関する条例(平成 16 年対馬市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第 6 条第 4 項「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 6 条第 6 項中「55 歳に達した職員は、前 2 項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以降は、昇給を行わないものとする。ただし、当該職員で第 4 項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り同項の規定により昇給させるものとし、この場合における」を「昇給する日の属する年の 4 月 1 日において、55 歳を超える職員の第 4 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の」に改める。

第 7 条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第 7 条 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」

という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成16年対馬市条例第37号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の3中「第15条の2、」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第17条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「前項第2号に掲げる職員当該職員」を「前項第2号に掲げる職員 当該職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「前5号」を「前各項」に改める。

第19条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「第1

項」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「在職する職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「当該職員の勤務の状況」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第14条から第16条」を「第6条及び第14条から第16条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」改める。

附則に次の7項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 対馬市職員の定年等に関する条例（平成16年対馬市条例第33号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 対馬市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2

- 項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料と

して支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額						
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第2医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	215,100	229,600	231,600

別表第6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(対馬市技能労務職員給与条例の一部改正)

第10条 対馬市技能労務職員給与条例（平成16年対馬市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第7条及び第9条」を「及び第7条」

に、「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改める。

(対馬市水道事業企業職員給与条例の一部改正)

第 11 条 対馬市水道事業企業職員給与条例（平成 16 年対馬市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 18 条第 2 項第 3 号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第 22 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第 8 条」を削り、「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項」に改める。

(対馬市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 12 条 対馬市職員の再任用に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 30 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和 3 年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）をいう。

(2) 新地方公務員法 令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）をいう。

(3) 旧条例 第 4 条の規定による改正前の対馬市職員の定年等に関する条例をいう。

- (4) 新条例 第4条の規定による改正後の対馬市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (6) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 短時間勤務の職 新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。
- (10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。
- (13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日をいう。

(14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項に規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定

による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者の

うち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の

状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第7条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各

号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合において、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項まで

の規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、

次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日にける新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者

を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

(対馬市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される対馬市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「と

する」とあるのは、「に、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成16年対馬市条例第37号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される対馬市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の対馬市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第17条第2項、第20条第2項及び第23条の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 対馬市職員の給与に関する条例第6条及び第14条から第16条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(対馬市技能労務職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 対馬市技能労務職員給与条例第6条及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(対馬市水道事業企業職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 対馬市水道事業企業職員給与条例第5条及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和4年12月6日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 86 号

対馬市部設置条例の一部を改正する条例

対馬市部設置条例（平成 17 年対馬市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 5 号中「福祉保険部」を「福祉部」に改め、同項第 6 号中「健康づくり推進部」を「保健部」に改める。

第 2 条第 1 号中シを削り、スをシとし、同条第 2 号に次のように加える。

ク 情報通信に関すること。

第 2 条第 5 号中「福祉保険部」を「福祉部」に改め、同号ア中「社会福祉」の次に「（高齢者福祉を除く。）」を加え、同号イ中「行路病人」を「行旅病人」に、「行路死亡人」を「行旅死亡人」に改め、同号カからクまでを削り、同条第 6 号中「健康づくり推進部」を「保健部」に改め、同号に次のように加える。

エ 高齢者福祉に関すること。

オ 国民健康保険事業に関すること。

カ 介護保険事業に関すること。

キ 後期高齢者医療に関すること。

別表中

「

対馬市役所 東里庁舎	対馬市巖原町東里 3 03 番地 1	健康づくり推進部
対馬市役所 豊玉庁舎	対馬市豊玉町仁位 3 80 番地	福祉保険部 中対馬振興部

」を

「

対馬市役所 豊玉庁舎	対馬市豊玉町仁位 3 80番地	福祉部
		保健部
		中対馬振興部

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部改正)
- 2 対馬市一般職員特殊勤務手当条例(平成16年対馬市条例第48号)の一部を次のように改正する。
第2条第4号並びに第6条の見出し及び同条第1項中「行路病人」を「行旅病人」に改める。
(対馬市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)
- 3 対馬市子ども・子育て会議設置条例(平成25年対馬市条例第36号)の一部を次のように改正する。
第8条中「福祉保険部」を「福祉部」に改める。

令和4年12月6日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 87 号

対馬市CATVの指定管理者の指定について

対馬市CATVの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市CATV	対馬市美津島町雞知甲527番地2	株式会社コムユニティメディア	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第 88 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市豊玉町加藤辺地
 （辺地の人口 231 人 面積 3.1 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 豊玉町東加藤、水崎、加志々
- ②地域の中心の位置 対馬市豊玉町嵯峨615番地3
- ③辺地度数 307 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○集会施設

加志々漁民センターを集会施設として利用していたが、令和3年に老朽化に伴い解体されたことから、集会施設を新築し、地域住民の学習、交流、レクリエーション活動の拠点及び地域住民の避難場所を確保することにより、地域住民の心身の健康保全と、安全安心の向上を目指すことはもとより、避難所施設を拠点とした地域防災組織の設立など地域防災機能の向上に努め地域の活性化を図る。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
集会施設		市	79,100	39,549	39,551	39,500
合計			79,100	39,549	39,551	39,500

※（ ）書きは変更前の金額